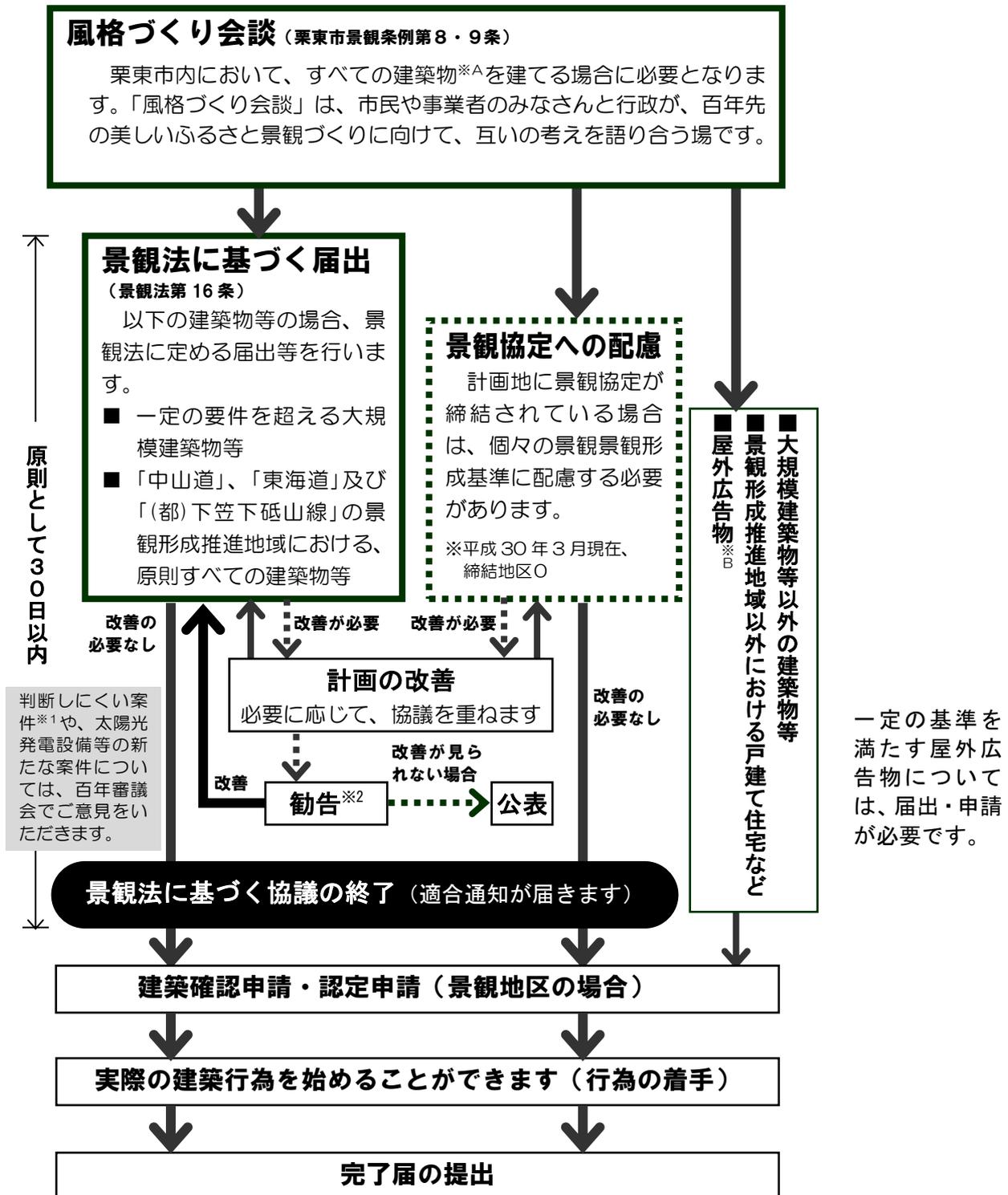


景観づくりの流れ

栗東市で建築行為を行う場合は、まず、「風格づくり会談」を行う必要があります。

また、計画地や計画している建築物等の種類・大きさによって、届出や認定の申請が必要となります。**※なるべく早い段階で行ってください。**



“風格都市栗東”

※A すべての建築物

建築物の定義は、以下のとおりです。

■ 建築物とは

建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備※を含むものとする。（建築基準法第2条第一号）

※ 建築設備：建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。（建築基準法第2条第三号）

また、仮設建築物であっても、届出が必要です。仮設建築物の定義は、以下のとおりです。

■ 仮設建築物とは

1. 災害発生時、特定行政庁が指定した区域に建てる被災者用住宅等の建築物
(期間は2年)
2. 災害時公益上必要な応急仮設建築物（役所、郵便局、交番等で期間は2年）
3. 工事施工の為の仮設建築物（現場事務所、資材倉庫等で期間は工事期間）
4. 選挙の為の仮設建築物（期間は常識的な範囲で必要な期間。最長で1年）
5. 仮設興行場等で特定行政庁の許可したもの（博覧会、サーカス等で期間は1年）
(建築基準法第85条)

犬小屋等のように、簡便に持ち運びができるような物件については、会談・届出は不要です。しかし問合せがあった場合は、会談等を行ってください。

物置やコンテナ倉庫等についても、会談・届出が必要になります。

船舶、自動車、客貨車等で駆動装置をはずし、長期間放置される事が見込まれば、会談・届出が必要になります。

※B 屋外広告物

屋外広告物の定義は、以下のとおりです。

■ 屋外広告物とは

ポスター、はり紙、立看板、広告旗、広告板、広告塔などの、屋外に設置され、公衆に向けられて、常時又は一定期間継続して表示された広告物を「屋外広告物」と定義しています。この場合、営利を目的とするものに限りません。（滋賀県屋外広告物条例第2条第1項）

条例の規制対象となる広告物の表示内容は、店舗の名称のみに限定されません。取扱い商品やサービスの名前、商標のロゴやシンボルマーク、さらには広告イメージを伝えるイラストや写真なども、すべて屋外広告物の表示内容とみなします。

非営利目的の広告物、電光掲示板も屋外広告物に該当します。

配布チラシ、宣伝放送、建物内部の表示物（ショーウィンドウの展示物など）は屋外広告物に該当しません。